

(第4回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 7年12月22日
契約業者名	N i X J A P A N (株)
契約業者の住所	富山県富山市奥田新町1-23
業務の名称	R 5・6・7品川・万世橋管内歩道橋点検業務
業務場所	東京国道事務所品川出張所及び万世橋出張所管内
業種区分	土木関係建設コンサルタント業務
業務概要 (変更した内容について記述する)	<p>本業務は、歩道橋の各部材の状態を把握することで損傷及び変状を早期に発見し、当該施設に必要な措置を特定するために必要な情報を得るためのものであり、安全で円滑な交通を確保、沿道や第三者への被害の防止を図るため等の維持管理を適切に行うために必要な情報を得ることを目的に点検を行うものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 現地踏査（令和7年度）、定期点検（令和7年度）、点検調書作成（令和7年度） （改定）全国道路施設点検データベース（道路附属物）（令和7年度） 打音検査（第三者被害予防措置）、点検調書作成（第三者被害予防措置） 補修設計（令和7年度） 歩道橋の健全性に係わる会議運営補助 情報共有システム 機械経費（令和7年度） 安全費（令和7年度）
履行期間（自）	令和 5年10月 7日
履行期間（至）	令和 7年12月26日
変更前の契約金額	88,308,000円（税込み）
変更金額	+ 2,332,000円（税込み）
変更後の契約金額	90,640,000円（税込み）
変更理由	<ol style="list-style-type: none"> 現地踏査（令和7年度）、定期点検（令和7年度）、点検調書作成（令和7年度） 高輪三丁目歩道橋及び品川駅前歩道橋については令和7年度に撤去となるため、点検対象から除外する。また、札の辻歩道橋が完成し共用を開始したことから点検対象とする。したがって現地踏査（令和7年度）、定期点検（令和7年度）、点検調書作成（令和7年度）を数量（減）とする。 （改定）全国道路施設点検データベース（道路附属物）（令和7年度） 全国道路施設点検データベース（道路附属物）は令和6年9月に点検要領改訂された後に登録ができない状態となり令和6年度に点検実施した歩道橋は道路構造物診断判定会議の審議等に用いるために表計算ソフトを用いて点検調書を作成していた。 令和7年12月からデータベースに入力できるようになつたため、過年度作成した点検調書をもとに全国道路施設点検データベースに登録を行うこととし、（改定）全国道路施設点検データベース（道路附属物）への登録を追加（増）する。 打音検査（第三者被害予防措置）、点検調書作成（第三者被害予防措置） 現地踏査及び定期点検の結果、第三者被害予防措置を実施する必要のある歩道橋が生じたため、打音検査（第三者被害予防措置）及び点検調書作成（第三者被害予防措置）を追加する（増）。 補修設計（令和7年度） 定期点検の結果、補修設計の必要な歩道橋数に変更が生じたため、数量変更（増）する。 歩道橋の健全性に係わる会議運営補助 道路構造物診断判定会議を令和7年度に開催することとしたため、歩道橋の健全性に係わる会議運営補助を追加する（増）。 情報共有システム 業務実施に伴い情報共有システムを使用するにあたり登録料を支払う必要が生じたため、情報共有システム登録を追加する（増）。 機械経費（令和7年度） 歩道橋点検の実施に伴い現場環境等に変更が生じたため、機械経費を数量変更（減）する。 安全費（令和7年度） 定期点検に伴い、交通規制の変更が生じたため、安全費を数量変更（減）する。